

差し押さえた不動産を売却します

不動産合同公売



▶問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して**財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえ**を行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和3年度は期間入札となり、開札の会場も執行機関ごとに異なります。詳しくは、税務会計課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

URL <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/zeikin/nozei/kobai.html>

入札期間 11月8日(月)～19日(金)

受付窓口 税務会計課 税務室

開札日 11月24日(水)

場 所 役場2階 第1会議室

不動産公売物件

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-1	大字小倉字北田472番地8	土地	宅地	220.16㎡
		建物	居宅	66.24㎡
吉岡町-2	大字上野田字夫婦石1934番地1	土地	宅地	1,160.00㎡
		建物	事務所	90.26㎡
吉岡町-3	大字北下字藤塚312番3	土地	雑種地	363.00㎡

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。**なお、納付が遅れば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

差し押さえ処分実施件数
(令和2年度実績)

不動産	12件	
出資金	3件	
債権	預貯金	490件
	給与	38件
	その他	23件
合計	566件	



▲タイヤロックにより自動車などを差し押さえることもあります。